第六号様式別表九（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十八　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第１項若しくは政令第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第１項若しくは政令第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式⑰」とあるのは「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

４　「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては「、55、60又は100」を抹消し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、」及び「、60又は100」を抹消し、平成29年４月１日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、60又は」を抹消すること。

［(1)～(4)　略］

５　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　当該事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。

［削る］

第六号様式別表十一（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

［第６号様式別表11記載要領　略］

第六号様式別表十二（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表12記載要領

［１～４　略］

第六号様式別表九（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第１項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは政令第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第１項若しくは平成23年旧法人税法第58条第１項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

［２　同左］

３　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式⑫」とあるのは「別表５㉒」と読み替えて計算した金額を記載すること。

４　「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては「、55、60、65又は100」を抹消し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、」及び「、60、65又は100」を抹消し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、」及び「、65又は100」を抹消し、平成28年４月１日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、60、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、60、65又は」を抹消すること。

［(1)～(4)　同左］

５　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　同左］

［新設］

６　「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。

第六号様式別表十一（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

［第６号様式別表11記載要領　同左］

第六号様式別表十二（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表12記載要領

［１～４　同左］